

ＪＡネットバンク利用規定の変更について（お知らせ）

三島函南農業協同組合

いつも、ＪＡバンクをご利用いただきありがとうございます。

ＪＡバンクでは、ＪＡネットバンクの利便性を向上し安全にご利用いただくために、「ＪＡネットバンク利用規定」及び「当組合所定事項の条項」について以下のとおり変更いたしましたのでご案内申し上げます。

ＪＡネットバンク利用規定（新旧対照表）

新	旧
<p>第1条 （省略）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>第3条 利用申込み 本サービスの利用の申込みに際しては、当組合制定の書面 もしくは当組合が定める方法（以下、「利用申込書等」といいます）により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を届出てください。 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座又は当座貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます）として届出いただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 （省略）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 ~（省略） 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。 1 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を超えるとき。 a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額 b 払込手続の処理時における払込金額 c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額 d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・繰上利息および繰上返済手数料の合計金額 2～6（省略） （省略）</p>	<p>第1条 「ＪＡネットバンク」 （省略）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>第3条 利用申込み 本サービスの利用の申込みに際しては、当組合制定の書面 （追加）（以下、「利用申込書（追加）」）により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を届出てください。 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書 （追加）により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。 なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座又は当座貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます）として届出いただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。 （省略）</p> <p>第4条（省略）</p> <p>第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等 ~（省略） 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。 1 振込・振替手続の処理時において、振込金額と振込手数料の合計、振替金額又は払込手続の処理時において、払込金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を超えるとき。 （追加） 2～6（省略） （省略）</p>

新	旧
<p>第6条（省略）</p> <p>第7条 振込・振替サービス 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます）に、あらかじめ指定された納税準備貯金・定期貯金以外のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引落とし、契約者が指定した当組合又は当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。 （省略）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>第9条 定期貯金サービス 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約等を行うことができるサービスをいいます。 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、開設口座といいます）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。 本サービスによる預入は、次のとおり取扱います。 1 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。 2 定期貯金商品は当組合所定のものに限ります。また、中途解約やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。 3 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。</p>	<p>第6条（省略）</p> <p>第7条 振込・振替サービス 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した営業日（以下、「振込・振替指定日」といいます）に、あらかじめ指定された（追加）サービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引落とし、契約者が指定した当組合又は当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へ入金することができるサービスをいいます。 なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。 （省略）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>（追加）</p>

新	旧
<p><u>第10条 住宅ローン繰上返済サービス</u></p> <p><u>住宅ローン繰上返済サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、残高照会、一部繰上返済シミュレーション、一部繰上返済予約等を行うことができるサービスをいいます。</u></p> <p><u>なお、本サービスについては、組合により取扱いが無い場合があります。</u></p> <p><u>本サービスの対象となるローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。</u></p> <p><u>本サービスによる一部繰上返済予約は、次のとおり取扱います。</u></p> <p><u>1 本サービスによる一部繰上返済とは、契約者が当組合で借り入れたローンのうち当組合所定の本サービスの対象とするローンについて、当組合が指定する方法で借入残高の一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することをいいます。全額繰上返済は取扱いできません。</u></p> <p><u>2 一部繰上返済の取引実施日は、「次回約定返済日の3営業日前の前日」までの申込みは次回約定返済日、以降の申込みは次々回の約定返済日とします。</u></p> <p><u>なお、約定返済日が非営業日の場合は、翌営業日が一部繰上返済の取引実施日となりますが、利息等計算の基準日は約定返済日とします。</u></p> <p><u>3 本サービスで表示される繰上返済後の約定返済額等はあくまで申込み時点での試算であり、実際の手続き結果とは異なる場合があります。手続き後の利率、返済内容等については、別途交付する「返済計画表」等にて確認してください。</u></p> <p><u>4 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとしません。</u></p> <p><u>5 本サービスによる一部繰上返済では、住宅ローンの契約条件等は、契約者が本サービスで依頼した内容および当組合の承諾に基づき変更されます。また、当組合所定の本サービスによる繰上返済手数料を適用します。</u></p> <p><u>6 当組合は、取引実施日の当組合の定める時間に、必要な資金（約定返済元金・利息、一部繰上返済元金・繰上利息、当組合所定の手数料の合計額）を、ローン契約時に指定した元利金支払口座から引き落とします。当組合は、これらの引落しが完了したことをもって、契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。</u></p> <p><u>7 残高不足等の理由により手続きができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとしません。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>第11条 取引内容の記録等 (省略)</p> <p>第12条 月額手数料等 ～ (省略) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料及び払込金の引落しは、第26条に記載した各種規定にかかわらず、貯金通帳及び払戻請求書又は当座小切手、キャッシュカードの提出は不要として取扱います。 (省略)</p> <p>第13条 パスワードの管理、セキュリティ等 (省略)</p> <p>第14条 解約等 この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとし、ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとし、当該解約の有効期限は当組合の解約手続完了後とします。また、解約手続の完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。 ～ (省略)</p> <p>第15条 移管 サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。 サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引継がれます(削除)。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。</p>	<p>第9条 取引内容の記録等 (省略)</p> <p>第10条 月額手数料等 ～ (省略) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料及び払込金の引落しは、第24条に記載した各種規定にかかわらず、貯金通帳及び払戻請求書又は当座小切手、キャッシュカードの提出は不要として取扱います。 (省略)</p> <p>第11条 パスワードの管理、セキュリティ等 (省略)</p> <p>第12条 解約等 この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとし、ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面(追加)によることとし、当該解約の有効期限は当組合の解約手続完了後とします。また、解約手続の完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。 ～ (省略)</p> <p>第13条 移管 代表口座を契約者の都合で移管する場合は、本サービスは解約したものとみなしますので、必要に応じて移管後の口座で改めて契約してください。また、サービス利用対象口座(代表口座を除きます)を契約者の都合で移管する場合は、その口座にかかる限度においてこの契約は解約したものとみなしますので、必要に応じて移管後の口座で改めて登録してください。 代表口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引継がれます。また、サービス利用対象口座(代表口座を除きます)が当組合の都合により移管された場合も同様とします。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。</p>

新	旧
<p>第16条 免責事項 ~ (省略) 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用又は不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第17条による補てんの請求をすることができます。 ~ (省略)</p>	<p>第14条 免責事項 ~ (省略) 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用又は不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第15条による補てんの請求をすることができます。 ~ (省略)</p>
<p>第17条 本サービスの不正使用による振込等 (省略)</p>	<p>第15条 本サービスの不正使用による振込等 (省略)</p>
<p>第18条 届出事項の変更等 (省略)</p>	<p>第16条 届出事項の変更等 (省略)</p>
<p>第19条 通知・告知手段 (省略)</p>	<p>第17条 通知・告知手段 (省略)</p>
<p>第20条 海外からの利用 (省略)</p>	<p>第18条 海外からの利用 (省略)</p>
<p>第21条 サービスの追加 (省略)</p>	<p>第19条 サービスの追加 (省略)</p>
<p>第22条 サービスの休止 (省略)</p>	<p>第20条 サービスの休止 (省略)</p>
<p>第23条 サービスの廃止 (省略)</p>	<p>第21条 サービスの廃止 (省略)</p>

新	旧
<p>第24条 本規定の変更 当組合は、第21条・第23条に基づく他、必要に応じて本規定の内容及び利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。この場合には、当組合は本規定を改定のうえ本サービスのホームページに表示し、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。 契約者は、本サービスを利用する際には、当該ホームページ上の利用規定を確認のうえ利用してください。</p> <p>第25条 リスクの承諾 （省略）</p> <p>第26条 関係規定の適用・準用 （省略）</p> <p>第27条 契約期間 （省略）</p> <p>第28条 譲渡、質入れ等の禁止 （省略）</p> <p>第29条 準拠法・合意管轄 （省略）</p>	<p>第22条 本規定の変更 当組合は、第19条・第21条に基づく他、必要に応じて本規定の内容及び利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。この場合には、当組合は本規定を改定のうえ本サービスのホームページに表示し、変更日以降は変更後の規定により取扱うものとします。 契約者は、本サービスを利用する際には、当該ホームページ上の利用規定を確認のうえ利用してください。</p> <p>第23条 リスクの承諾 （省略）</p> <p>第24条 関係規定の適用・準用 （省略）</p> <p>第25条 契約期間 （省略）</p> <p>第26条 譲渡、質入れ等の禁止 （省略）</p> <p>第27条 準拠法・合意管轄 （省略）</p>

適用日：平成31年2月18日（月）

当組合所定事項（新旧対照表）

新			旧		
(平成 31 年 2 月 18 日現在)			(平成 29 年 4 月 17 日現在)		
項 目	内 容	関係 条項	項 目	内 容	関係 条項
使用機器について	(省略)	(省略)	使用機器について	(省略)	(省略)
利用できるサービスについて	振込・振替、残高照会、入金明細照会、税金・各種料金の払込み「Pay easy(ペイジー)」 <u>、その他当組合所定のサービス</u> をお取り扱いしています。	1条 6条 7条 8条 <u>9条</u> <u>10条</u>	利用できるサービスについて	振込・振替、残高照会、入金明細照会、税金・各種料金の払込み「Pay easy(ペイジー)」 <u>(追加)</u> をお取り扱いしています。	1条 6条 7条 8条 <u>(追加)</u>
利用時間について	<p><u>平日・土曜日・祝日...0時40分～23時40分</u> <u>日曜日...6時30分～23時40分</u></p> <p>ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。 <u>(2019年5月3日まで)</u> <u>サービス停止</u> <u>・1月1日・1月3日および5月4日の終日。</u> <u>ご利用時間の短縮</u> <u>・1月4日・5月5日...6時30分～23時40分</u> <u>・毎月第1・第3月曜日・5月3日...6時00分～23時40分</u> <u>・1月2日...8時00分～19時00分</u> <u>(2019年5月4日以降)</u> <u>ご利用時間の短縮</u> <u>・1・5・8・10月の第3土曜日...0時40分～21時00分</u> <u>上記土曜日の翌日曜日...8時00分～23時40分</u> <u>・1月1日～1月3日...8時00分～19時00分</u> <u>・5月3日～5月5日...6時00分～23時40分</u> <u>上記以外にも当組合の都合によりサービスを休止する場合があります。</u> 15時以降の当日指定の振込・振替と非営業日の振込・振替については、すべて翌営業日以降の扱いとなります。また、払込サービスは収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用できない場合があります。</p>	(省略)	利用時間について	<p><u>平日・土曜日・祝日・12月31日...0時40分～23時40分</u> <u>日曜日・1月4日・5月5日...6時30分～23時40分</u> <u>第1・第3月曜日・5月3日...6時00分～23時40分</u> <u>1月2日...8時00分～19時00分</u> <u>1月1日・1月3日及び5月4日はお取扱できません。また、上記以外にも当組合の都合によりサービスを休止する場合があります。</u> 15時以降の当日指定の振込・振替と非営業日の振込・振替については、すべて翌営業日以降の扱いとなります。また、払込サービスは収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用できない場合があります。</p>	(省略)
利用開始時期について	(省略)	(省略)	利用開始時期について	(省略)	(省略)

新			旧		
項目	内容	関係条項	項目	内容	関係条項
サービス利用対象口座について	サービス利用対象口座は、20口座までご登録いただけます。このサービス利用対象口座のうち1口座を「代表口座」としてご登録いただきます。なお、代表口座は普通貯金又は当座貯金のいずれかをご指定いただきます。代表口座以外は普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金、 <u>納税準備貯金</u> 、 <u>定期貯金（通帳式）</u> をご指定いただくことができます。	(省略)	サービス利用対象口座について	サービス利用対象口座は、20口座までご登録いただけます。このサービス利用対象口座のうち1口座を「代表口座」としてご登録いただきます。なお、代表口座は普通貯金又は当座貯金のいずれかをご指定いただきます。代表口座以外は普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金 <u>（追加）</u> をご指定いただくことができます。	(省略)
本人確認方法について	(省略)	4条 <u>16</u> 条3項	本人確認方法について	(省略)	4条 <u>14</u> 条3項
振込・振替資金について	(省略)	7条1項 8条1項 <u>12</u> 条3項	振込・振替資金について	(省略)	7条1項 8条1項 <u>10</u> 条3項
振込・振替限度額について	(省略)	(省略)	振込・振替限度額について	(省略)	(省略)
振込・振替の処理指定日について	(省略)		振込・振替の処理指定日について	(省略)	
振込・振替受付後の取消について	(省略)		振込・振替受付後の取消について	(省略)	
組戻しについて	(省略)		組戻しについて	(省略)	
月額手数料について	(省略)	<u>12</u> 条1項 <u>12</u> 条3項	月額手数料について	(省略)	<u>10</u> 条1項 <u>10</u> 条3項

新			旧		
項目	内容	関係条項	項目	内容	関係条項
振込手数料について	(省略)	7条2項2号 12条2項 12条3項	振込手数料について	本サービスによる振込にあたっては、振込手数料及びこれに伴う消費税を振込指定日の決済時にお客さまが指定した口座から引落とします。なお、金額については当組合窓口又はホームページでご確認ください。	7条2項2号 10条2項 10条3項
各種料金の払込サービスの収納機関について	(省略)	(省略)	各種料金の払込サービスの収納機関について	(省略)	(省略)
パスワードの変更について	(省略)	13条2項	パスワードの変更について	(省略)	11条2項
採用しているセキュリティについて	(省略)	16条1項	採用しているセキュリティについて	(省略)	14条1項
機器・ログインID・パスワードの盗難等の連絡時間について *携帯電話各社の受付時間・電話番号等は、各社のホームページ等でご確認ください。	(省略)	13条4項	機器・ログインID・パスワードの盗難等の連絡時間について *携帯電話各社の受付時間・電話番号等は、各社のホームページ等でご確認ください。	(省略)	11条4項

新			旧		
項目	内容	関係条項	項目	内容	関係条項
商品・サービスのご提案に関する配信停止	重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「お客様情報の入力画面登録（変更）画面」から「DM送信希望条件」の項目で、DM（Eメール）送信を受取らない設定が可能となります。	<u>19条2項</u>	商品・サービスのご提案に関する配信停止	重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「お客様情報の入力画面登録（変更）画面」から「DM送信希望条件」の項目で、DM（Eメール）送信を受取らない設定が可能となります。	<u>17条2項</u>
<u>定期貯金商品について</u>	<u>定期貯金預入の商品選択画面における「定期商品の内容はこちら」のリンク先ページをご覧ください。</u>	<u>9条3項</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>繰上返済サービスの取扱いについて</u>	<u>繰上返済サービスの取扱い有無については、当組合窓口にご確認ください。</u>	<u>10条1項</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>繰上返済サービスの対象とするローン及び繰上返済手数料について</u>	<u>繰上返済サービスの対象とするローン及び繰上返済手数料については、当組合窓口にご確認ください。</u>	<u>10条1項</u> <u>10条3項</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

適用日：平成31年2月18日（月）

以上